

仕 様 書

1 件名

令和8年度外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託（単価契約）

2 目的

区は、大田区立小・中学校に在籍する日本語の習得が十分ではない外国人及び帰国児童・生徒等（以下「対象児童等」という）に対して日本語の習得と学校生活への適応を図るため、受託者へ指導員の配置を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、上記目的を達成するため、対象児童等の母語により日本語を指導する者を配置し、次の業務を行う。指導は、在籍校における取り出し授業で行うことを原則とする。

- (1) 日本語能力の習得を進めるための言語指導
- (2) 学校及び日常における生活・習慣への適応指導
- (3) 対象者の実態に応じた教科への適応指導
- (4) 保護者との連絡・調整

5 履行場所

別紙「大田区立学校等一覧（以下、「学校等」という。）」のとおり。

- (1) 大田区立小学校59校
- (2) 大田区立中学校28校
- (3) 館山さざなみ学校
- (4) 糀谷中学校夜間学級
- (5) 大森第四小学校学びの多様化学校分教室（以下、「みらい学園初等部」という。）
- (6) 御園中学校学びの多様化学校分教室（以下、「みらい学園中等部」という。）

6 指導時間

指導は1回当たり原則2時間以上1時間単位とする。

総指導時間数は、対象児童等1人当たり60時間を上限とする。ただし、校長からの申請により、区が必要と認めた対象児童等については上限を80時間とする。

7 実施日

別途指示による。

なお、受託者は予測しがたい事例による指導時間の変更、または指導員の病気等による勤務不能の事態が生じた時は、学校と協議し、指導日時の変更等適切な措置を行う。

8 責任者

- (1) 本業務を実施するに当たって、区との窓口になる受託者の責任者を配置すること。区と受託者間の各種報告及び指示等は、本責任者との間で実施する。
- (2) 受託者は、日本語特別指導の資質向上を図り、責任をもって研修を実施すること。
- (3) 責任者は、日本語指導に関する高度な知識及び豊富な経験があり、指導員に対して適切な指導及び助言をすること。

9 指導員

配置する指導員は、次の条件に該当する者とする。

- (1) 必要とする外国語及び日本語の指導力が堪能な者
- (2) 指導を必要とする外国人の母国の生活習慣を理解している者
- (3) 外国人の場合は、日本で就労できる在留資格を有する者
- (4) 学校教育に理解のある者

10 指導員の変更

適切な指導ができないと区が判断した場合は、受託者へ指導員の変更を求めることができる。この場合、受託者は、適正に対応すること。

11 教材

指導に必要な教材の選定、提供等は委託料に含む。

なお、テキスト「たのしいがっこう」は、選定必須とし、テキスト及びワークブックは受託者が用意する。

12 業務報告書等の提出

(1) 受託者

指導実施月の翌月末までに、学校名、対象児童等名、言語、指導員名、稼働日、稼働時間、累計時間、指導残時間、グループ指導時間、当日キャンセル時間を記載した「稼働状況報告書（1部）」を区に提出すること。

(2) 指導員

ア 1か月ごとに対象児童等1人に対して1枚の「業務報告書」を作成の上、学校へ提出し、その確認を受けること。なお、業務報告書には指導日時、指導時間、指導項目、学校名、指導員氏名、対象児童等氏名、学年組、残指導時間を記入すること。

- イ　日本語特別指導50時間経過時に、学校と指導員間で対象児童等の延長有無について確認し、延長する場合は「チェックリスト」を作成の上、学校へ提出すること。
- ウ　日本語特別指導終了時に、「引継書」及び「チェックリスト」を作成し、学校へ提出すること。

13 支払方法

検査終了後、請求に基づき月ごとに支払う。

14 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、業務責任者を常時配置すること。業務責任者の配置に当たっては、受託事業者の責任において業務の実施に必要な人数を配置すること。
- (2) 区は、指導依頼書により受託者に対象児童等の適応指導を依頼する。この時、受託者は適宜指導員を含めた打合せを学校と行うこと。
- (3) 当日キャンセルの場合、受託者は、指導時間1時間分のキャンセル料を請求できるものとする。
- (4) 欠勤または遅刻の場合は、必ず事前に学校長に連絡すること。
- (5) 教育現場に従事している者として、信用を傷つける等不名誉な行為をしないこと。
- (6) 指導員交通費等の諸経費は委託料に含むものとする。
- (7) 区が、次年度も引き続き事業を行う場合において、契約期間満了もしくは契約解除に伴う受任者変更で発生する新規受託者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないように留意するとともに、対象児童等に不利益が生じないよう新規受託者に迅速かつ適切に業務引継ぎの対応を行うこと。契約金額には、これにかかる経費が含まれるものとする。
- (8) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (9) 受託者は雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (10) 本仕様書に疑義が生じた時、あるいは仕様書に定めのない事項については、双方協議をして定めるものとする。